

令和元年度第2回精華町男女共同参画審議会摘録

令和元年11月1日（金）

9時30分～11時00分

役場庁舎2階 201会議室

1. 開会

【事務局】令和元年度第2回精華町男女共同参画審議会を始める。

2. 町長挨拶

【杉浦町長】男女共同参画社会の実現は、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、そして、多様な生き方が選択され、多様な人材がより活躍できるためには、様々な施策が必要であると考えている。委員の皆さまには、それぞれの分野から、ご経験と識見に基づいた多様なご意見を賜り、本町の男女共同参画社会の実現へとお力添えをお願い申しあげる。

3. 委嘱状の交付

【事務局】町長より委嘱状を交付。

4. 役員選出

【事務局】会長、副会長の選出は委員の互選であり意見を問う。

【田中委員】事務局に一任したい。

【事務局】前期の会長、副会長にお願いしたい。

（承認）

会長に片上智嗣氏、副会長に吉井美奈子氏を選任

5. 議事

【片上会長】これより会議を進める。本日の出席委員は13名中12名であり、精華町男女共同参画推進条例施行規則第10条第2項の規定により、審議会の成立を報告する。

【片上会長】これより議事に入る。「精華町第2次男女共同参画計画〈後期施策〉」（案）について説明願う。

【事務局】〈「精華町第2次男女共同参画計画〈後期施策〉」（案）について説明〉

【片上会長】委員の意見や質問を募る。

【子谷委員】後期施策（案）の「悩みごとの相談状況」において、平成28年度から30年度にかけて相談件数がかなり増加しているが、その理由は？

【事務局】相談件数は、本課の窓口で対応した分を記載しており、電話や来課される頻度の高い方が複数おられる。

【田中委員】社会福祉協議会でも「こころの相談室」を実施しているが、件数に含まれているか？

- 【事務局】社会福祉協議会の実施分は含めていない。
- 【網野委員】男女共同参画を推進していくにあたり、精華町というこの地域であるが故に意識しなければならない事や力をいれなければならない事について教えていただきたい。
- 【事務局】二点紹介したい。一点は、本町は学研都市のまちづくりということで開発が進み、この25年間で人口が倍増した。新興地域と旧村の方の考え方にはばらつきがあり、それぞれにあわせて啓発していかなければならない難しさがある。二点目に、企業がたくさん進出されたが、本町から啓発などの働きかけが難しくアプローチが課題となっている。
- 【吉井委員】男性の育児休業取得率について役場職員は低く、企業の方が高い。役場職員が意識を改革し、働きかけをする側になることが必要ではないかと思う。
- 【事務局】学研都市の特性を活かしながら、新興地域だけでなく旧村を含めた町全体、男女共同参画のレベルアップを目指している。
- 【田中委員】府全体の女性の立場や地位をいかにして上げるかから始まり、旧村と新興地域が、同じ問題に対して一緒に女性の地位を上げようという動きが高まってきた。
- 【吉井委員】精華町だからこそ、やらなければいけないことがあるはず。精華町の特徴としてこういう取り組みが必要という文言をいければ、精華町の目標といえると思う。
- 【網野委員】精華町はユニークでもあるいい点も持っている。新旧の人が住んでいることは強みであり、その強みを活かしていくには精華町にとってどうすればよいのかという発想で議論が必要だと思う。
- 【田中委員】10年間、作業部会で精華町の男女共同参画計画を考えてきた。精華町らしい男女共同参画計画になっていると思う。外国人の就労数を教えて欲しい。
- 【事務局】外国人の就労や生活支援の実態に関して把握しているデータはもっていない。
- 【片上委員】離婚率は上がっている。昔と比べれば安易に離婚され、生活苦に直面している方が多い。
- 【田中委員】離婚について安易に考えすぎている。誰かが面倒を見てくれるという考え方や風潮が大きくなっている。
- 【片上委員】離婚後、8割の人が養育費を払われていない。離婚訴訟や調停ではなく、任意離婚の場合の口約束では養育費が払われず、生活苦になっている。
兵庫県の明石市では、養育費を支払わない場合、罰則を科すことを検討している。
法的に、離婚する人は、できるだけ調停で、文書にして養育費を請求して欲しい。
- 【河村委員】ひとり親家庭が最近、とても増えている。両親が、子供に嫌になったら別れて戻ってきたら良いと言い、離婚して生活できなくなった子供と孫を喜んで受け入れるという安易な動きになっている。
- 【片上委員】一般世帯数が、平成2年には4,827世帯であったのに、平成27年には、12,767世帯と2.5倍以上増加している。ひとり親家庭や高齢者単身世帯の増加が、それほど影響するとは思えないが？
- 【事務局】1人世帯が増えていることと、新興地に引っ越しされてきた方のお子さんが結婚されて世帯を分けてその後に転出されていることなどが考えられる。

- 【片上委員】特化して記載されている女性活躍推進計画だが、働き方改革推進法とよく似た位置にあるので、並列でもよいのではないか。男性、女性という性を取り、みんなが働きやすい環境を作ることが必要な時代になったのではないか。
- 【事務局】女性活躍推進計画の位置づけを持たせるのは、今回の見直しの主な改正点の一つである。国が女性活躍推進法を成立させ、地方公共団体に、女性活躍推進計画を策定するよう求めている。
- 【中川委員】行政全体の目標として計画冊子を作られていることは大事なことである。しかし、男女共同参画委員として日頃どのようなことをしたら良いのか、この一年で何ができるのか見えてこない。町全体として目に見えて動いてきていることを、町民の皆さんにもわかるものをつくれぬか。
- 【事務局】男女共同参画審議会には、各団体や一般の方に出ているが、団体の会合、地域、家庭、職場、学校現場など、日常の生活で男女共同参画のことに関係する話題が出た際に、話を提供したり、話し合ったりすることで、問題点や課題に気付いていただくことが大事だと思っている。行政としては、広報や審議会、講演会など、様々な場面で取り組みを進めさせてもらっている。
- 【田中委員】声掛け、口コミで、団体、グループ、家庭での啓発をすることが大事である。
- 【田尻委員】今まで男性中心で経済生産性を上げてきたが、少子高齢化により生産人口が減ったため、女性も社会進出をしていただきたいということで国をあげて男女共同参画を推進している。人口を増やす要因が見当たらない中で、多様性のある社会を作るには、今、来年、十年後に何をしたらよいのか、できるのかを考えた上で物事を進めていくことが、一番大事であると思う。

6. 閉会